

特記仕様書

- 1 業 務 名 石脇公舎受水槽清掃業務委託
- 2 目 的 水道法及び空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準第二に基づく受水槽（貯水槽）の清掃及び水道法及び飲用井戸等衛生対策要領（昭和 62 年 1 月 29 日厚生省生活衛局長通知）に基づく水質検査
- 3 期 間 契約日～令和 8 年 1 月 3 1 日
- 4 場 所 由利本荘市石脇字田尻野 7－8 7 秋田県職員石脇公舎
- 5 対象物件 受水槽 FRP 2 槽 9 立方メートル
- 6 内 容 (1) 水道法施行規則第 55 条及び空気調和設備等の維持管理及び清掃等に
係る技術上の基準第二に基づく受水槽清掃
(2) 飲用井戸等衛生対策要領 4 2) ②に基づく水質検査(11 項目)
(3) 法定の方法による記録・報告
- 7 業務責任者の設置
 - (1) 業務責任者は、本業務の遂行に当たり十分な経験、知識、技能を有する者とする。
 - (2) 業務責任者は、本業務の運営及び技術上の管理並びに発注者との協議等業務遂行に係る権限を有するものとし、その権限の範囲は契約書で定める。
- 8 留意事項 (1) 関係法令の遵守及び法令の改廃に留意すること。
(2) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、関係法令を遵守し、適切に処理すること。
(3) 入居者への諸連絡は、発注者が行う。
(4) 契約書に定めるもののほか、次の書類を提出のこと。
①作業報告書 ②作業写真 ③水質検査結果書
(5) 契約期間には作業報告書の提出も含み、清掃業務の実施期限は令和 7 年 1 2 月 2 0 日とする。
(6) 契約書及び本特記仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」（別添）及び「建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）」による。なお、共通仕様書第 3 章 3 及び 4 は、本業務に適用しない。